

**固定資産税減額**

**住宅バリアフリー改修家屋**

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度の分の固定資産税が、3分の1減額されます。

**注**減額措置の対象床面積は100平方メートルまでで、貸家は対象外。  
減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人が、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住していることが条件です。

**改修工事の要件**

- ▽自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く工事費の合計金額が50万円以上で、次の工事に該当するものが減額措置対象です。
- ▽廊下の拡幅
- ▽階段のこう配緩和
- ▽浴室改良
- ▽便所改良
- ▽手すり取り付け
- ▽床の段差解消
- ▽引き戸への取り替え
- ▽床表面の滑り止め化
- 申請の手続き**  
改修工事終了後3カ月以内に、下記の書類と、固定資産税の減額申請書(課税課にあり)を提出してください。

**市民相談(10月分)**

祝日・休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問広報広聴課

TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予

(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予

(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記

▼司法書士※予

(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼税理士※予

(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

**消費生活センターだより**

エステの格安体験から次々契約、解約したい

**【事例】**

ネットで見つけた格安の体験瘦身エステを受けに行った。施術後、担当者から20回30万円の瘦身エステと化粧品を購入を勧められ契約した。その後もコースやサプリメントなどを次々と勧められた。断つても「効果が上がり早く痩せられる」「支払いが困難なら分割払い手数料を無しにする」と言われ、断り切れず契約した。しかし、体験後1カ月で3回施術に通っただけなのに、総額で80万円になってしまった。解約したい。

**【解説】**

エステティック契約のうち、利用期間が1カ月を超え、総額が5万円を超

▽納税義務者などの住民票の写し(市内在住者は不要)

▽工事明細書および領収書など

▽次のいずれかのうち該当するもの  
①65歳以上の人が居住していることが確認できるもの(健康保険証などの写し)

②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証の写し)

③障がい者手帳などの写し

問 課税課・資産税担当

TEL 06・6992・1474

**還付金詐欺に注意**

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課

TEL 06・6992・1545

える契約は、特定商取引法で規制されています。

この法律では、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件で契約を解除することができる「クーリング・オフ制度」が設けられています。また、クーリング・オフ期間を経過した後も、契約期間内であれば理由の有無に関係なく解約できる「中途解約制度」が設けられています。2万円を上限とした解約料に関する規定があり、解約料と中途解約までに受けたエステサービスの対価に相当する金額を支払うことで中途解約ができます。サービスを受けるために必要といわれて購入した化粧品やサプリメントなども、関連商品として、同時にクーリング・オフや中途解約ができる場合があります。

このように「クーリング・オフ制度」や「中途解約制度」があるとはいえ、トラブル防止のためには、勧誘されるま

**福祉の総合相談**

場①市役所7階守口市社会福祉協議会

②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)

③各コミュニティセンター

時①平日午前9時~午後5時30分

②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く)

③平日(表のとおり。ただし、休館日除く)

備 当日直接

問 守口市社会福祉協議会

TEL 06・6992・2715

毎月	場所	10月
第1火曜日	西部	6日
第2木曜日	南部エリア	8日
第2火曜日	北部	13日
第3木曜日	東部エリア	15日
第3火曜日	錦	20日
第4火曜日	八雲東	27日

時 すべて10:00~12:00

**児童手当の振込日は**

10月8日です

令和2年6月分~9月分を、10月8日(木)に振り込みます。転出などをしていない人は、対象月が変わります。

問 子育て支援政策課

TEL 06・6992・1647

対象児童 (中学校修了まで)	振込金額 (月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降(3~12歳)	15,000円
中学生	10,000円

備 所得制限超の世帯の児童は一律5,000円です。

扶養親族 などの数	所得制限 度額(万円)	収入額の目 安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1

注 収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。一般的に年収、年商が収入に当たり、収入から必要経費を差し引いた後の金額が所得に当たります。

**「安全運転講習会」の中止**

「安全運転講習会」については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。

優良自動車運転者表彰の申請を考慮している人および安全運転に関する資料が必要な人は、守口警察署交通課交通総務係まで問い合わせください。

注 優良自動車運転者表彰の受賞資格の中に、「年に1回、同様の講習を受けていること」と定められています。

問 守口警察署交通課交通総務係

TEL 06・6994・1234

(内線413)

問 守口市交通安全都市推進協議会(道路公園課内)

TEL 06・6992・1703